

UNCTAD と社会主義 (1)

—機構，貿易原則を中心として—

柳 田 侃

まえがき

1964年春ジュネーブで劇的に誕生した国連貿易開発会議 (UNCTAD) は、同年秋の第19回国連総会の決議により正式にその恒久的機関となり、1968年のニュー・デリーでの第2回会議を経て、漸く国際経済生活のなかに定着しつつある。もっともジュネーブ会議で激しく噴出した、既存の国際経済関係の秩序の変革を迫る低開発諸国の要請からみれば、その後の UNCTAD の歩みは、いかにも遅々たるものであり、低開発諸国の貿易と開発の改善に寄与する具体的な対策の実施という面でも、殆んどみるべき成果を収めていない。いまや UNCTAD は、かつての光彩を失い、期待は裏切られたかにみえる。これは、UNCTAD が解決すべき課題の困難さによることはいうまでもないが、資本主義先進国のイニシアチブによる世界経済体制の壁がきわめて厚かったからである。だが、それにもかかわらず、UNCTAD が既存の国際貿易のメカニズムを変革していく機構的掘りどころを与え、また既存のガット体制の下での国際貿易原則に対抗する、新しい原則を国際経済関係にもち込んだ点に、その重要な意義が見出される。

UNCTAD においては、自立的な国民経済を発展せしめようとする低開発諸国がその主体的な要請を国際経済関係に反映させ、かれらの立場から世界経済を再編成しようとするのに対して、先進資本主義諸国は、その要求をかれらのイニシアチブの下での再編成に包摂しようとしており、そこ

では、低開発国と資本主義先進国との対抗関係が基軸となった。そこから UNCTAD では社会主義諸国は「第二義的な存在」でしかなかったという評価もなされる⁽¹⁾。しかし周知のように、UNCTAD の開催にいたるまでの経過において、ソ連はじめ若干の社会主義国はきわめて積極的な役割を果たし、会議において採択された重要な諸決議には、社会主義国の提案や見解を反映したものが数多くみられる。またそもそも低開発国の民族的独立と経済的自立が、資本主義世界経済体制の矛盾の世界的規模での解決の一形態であり、その一階梯を構成するものであるとすれば⁽²⁾、資本主義世界体制の矛盾の根本的な止揚を歴史的任務とする社会主義が、前者の過程においてきわめて重要な役割を演ずるのは当然であり、社会主義は、世界経済再編成の過程に介入し、あらたな世界形成の推進力となるべきはずである⁽³⁾。このような意味でも、UNCTAD を舞台として社会主義がどのような貿易政策を展開し、どのような貿易原則を提起したかは、注目に値するものがある⁽⁴⁾。

小論では社会主義の貿易政策を究明する第一階梯として、UNCTAD の成立とその後の活動の過程で、ソ連その他 UNCTAD に参加する若干の社会主義国が提出した主張と見解を、さしあたり機構上の問題および貿易原則の問題を中心に、主としてソ連の文献と国連の資料に基づいて検討する。そしてそれらを UNCTAD の諸決議や低開発国の主張と対比させながら、それが UNCTAD をめぐる世界経済再編成に、どのような意義と役割をもつかを明らかにしようと思う。

(1) 外務省編著『国連貿易開発会議の研究』9ページ。

(2) 拙稿「移行期としての現代と平和共存」桃山学院大学国際関係研究室『国際関係研究』No. 10 参照。なお森田桐郎『南北問題』149～50ページにも同様の見解がみられる。

(3) 森田桐郎 前掲書 150ページ参照。

(4) 周知のように今日 UNCTAD に対する社会主義の立場として、ソ連など積極的にこれに参加、介入するものと、中国のようにそれを「新植民地主義と現代修

正主義の合作」としてきめつけるものとの大きな分裂がある。社会主義が基本的に国家ないし国民経済を単位として存在する現段階では、各国の国家利益がその貿易政策に反映するのは当然であるが、小論ではそれを超える社会主義の可能性を問題にしている。

I ガット体制の批判

第2次世界大戦後の国際貿易体制は、通常ガット体制と呼ばれる。ガットは、自由、無差別原則による世界貿易の拡大を謳い文句としているが、その内実は先進資本主義国のエゴイズムによる妥協の産物であった。したがって、政治的独立を達成した多くの低開発諸国が国際舞台に登場してくると、かれらがガット体制に対する批判を強めるのは当然であったし、UNCTAD の出現自体が、ガット体制への根底的批判を意味するものであった。

社会主義国は早くからガット体制に不満を表明しており、ガットに代る普遍的な国際貿易機構の創設を提唱し、それが UNCTAD 誕生の推進力として重要な役割を果たしたと考えられる。そこで、まず最初に、社会主義国の側からのガット体制批判の論点を検討しよう。

ガット体制の批判を社会主義国の立場から最も総括的に展開したものとして、ソ連のゲー・ゾトフ (Г. Зотов) による「ガット：幻想と現実」(1964年) という論文⁽¹⁾が注目される。以下この論文の論旨に沿って、ガット批判の諸論点を考察していこう。

ゾトフは現代の国際貿易に存在する多くの問題のなかでもっとも逆説的に思われるのは、国際貿易と経済開発の問題を調整する、本格的な、完全な権能をもった、代議制の機関が、今日まで世界に存在しないことであり、ガットの活動を注意深く分析すれば、それは人類の大多数の利益において世界貿易を調整する十分な代議制の権威ある活動的な道具ではないとして、次のようにその批判を展開する。

第1に、ガットは一時的な協定であり、その構成国からみても権威あるものではない。ガットはその誕生それ自体がきわめて偶然性の要因を含んでおり、それは一時的な協定と考えられ、その締結の時点では誰もこのように長く存続すると予想しなかった。それは国際貿易機構 (ITO) 憲章が効力を発生するまでのあいだ、加盟各国間の貿易協定の若干の側面を調整するものだとされてきた。

またその加盟国からみて、ガットは代議的性格をもっていない。そこには世界の工業生産高と人口の3分の1、世界貿易の10分の1を占める14の社会主義国のうち10か国が代表されていない。ガットの権威の低下——とくに発展途上国のあいだでの——の明瞭な証明は、協定加盟国の数が国連の場合よりも遙かに緩慢にしか増加していないという事実に見出される。1955年から1963年までに国連では53の新しい加盟国がふえたのにたいし、ガットの加盟国は、24か国にすぎない。多くの以前の植民地はガットに加盟せず、また若干の発展途上国はガットからなんらの明瞭な利益をも見出さずに離脱した。ガットの《威厳》について真面目に語ることはできない。

第2に、ガットはその活動の組織形態において、世界貿易の発展に効果的に作用を与える可能性をもっていない。その主要な形態は、年に1~2回召集される会期と関税引下げについての交渉をおこなう専門会議だけであり、後者は今日まで5回開かれたにすぎない。このような組織形態の下では世界貿易の発展と加盟国の貿易政策を有効に規制することはできない。しかもガットの枠内においてなにほどこか広汎な権限をもつ恒久的な執行機関をつくろうとする試みは、ガットの基礎上的での国際貿易機構をつくろうという計画と同様に失敗に陥らざるをえなかった。

第3に、ガットが最初からその規約のなかに含んでいた弱点は、この協定の権限下におかれるのは貿易政策の諸手段の一部つまり関税水準の引下げだけであり、関税障壁以外の貿易障害の除去には、なんらなすところがないことがなかったことである。ガット規約ではすべてが、無定形で紛糾した、相互

に矛盾する規定のなかにおかれており、そのうえその字句は加盟国によって、しばしばきわめて恣意的に解釈された。それは量的輸入制限の除去を原則として宣言しながら、一時的に、またたとえば国際収支に障害のある場合、あるいは国内生産と販売を縮小する政府の処置を実行する場合には、それを許容する一連の規定を含んでいる。このような制限は、なによりも帝国主義諸国によって自国の採取産業や農業の保護主義的な防衛のために、広汎に利用されている。

ガットはまた、カルテルその他の形態の制限的事業行為とたたかっている。それは原則として輸出補助金とダンピングを禁止しながら、輸出商品に対する国内税の免除をそのようなものとみとめていない。また輸入商品に対する財政関税のような先進国市場への低開発国輸出を制限する新しい手段とたたかっている。

さらに、ガットは、東西貿易の発展に対してなんらなすところがなかった。逆にアメリカは1951年に純然たる政治的動機から、正当な根拠なく一方的方法でチェコスロバキアに対するガットにもとづく義務の履行を放棄し、またガットの黙認を利用して、協定の一員であるキューバの経済封鎖をおこなった。またガットは、発展途上国や社会主義国での外国貿易の国家独占に対して、それが外国貿易におけるなにかアブノーマルな、異分子的な、有害な現象とみなし、これらの国の通商政策の遂行を困難にした。

これらはガットの《怠慢》なのかもしれないが、しかしガットはその基本的な活動分野——関税水準の引下げにおいても、多くの問題を含んでいる。すなわち、

第4に、ガットの下での相互の関税率の引下げの協議は、世界貿易における発展途上国の不平等の強化にみちびく。ガットの基礎には無条件的最恵国待遇の原則が横たわっているが、この《すべてにとっての平等》は、現実には発展途上国の不平等をもたらすことが問題である。つまり、相互の関税引下げは、広汎な輸出目品をもつ先進国にとって、供与された大量

の引下げを十分に利用することが可能であるが、逆にモノカルチャ経済をもつ発展途上国は、自己の輸入税率の対応する引下げをおこなわねばならないにも拘らず、相手国の関税引下げのごくわずかの部分だけしか利用することができない。

通常、世界貿易においては、完成品の関税は高く原料品の関税は低い。帝国主義諸国は、かれらにとって必要な原料の低い関税への統合ないし廃止を承認して、発展途上国に譲歩するふりをみせ、それとひきかえに、貿易相手国である発展途上国が完成品輸入の関税を引下げるよう要求している。このような状況は、①アジア、アフリカ、ラテン・アメリカ諸国の若い民族産業の関税保護の弱化 ②主として先進資本主義諸国間の完成品貿易の優先的発展の刺激という2つの帰結をもたらす。

第5に、ガットの宣伝者は、その枠内での世界貿易の増大（1947年から62年まで約3倍）を引合に出すが、ガットそれ自身によって達成された貿易増大は、ごくわずかにすぎない。この増大は、ガット新加盟国の貿易増大と、ガット内部に共存する経済ブロック内の貿易増大によってもたらされたものであり、これを除くと、ガットが《純粹に》機能したのは、工業先進国と低開発国とのあいだの貿易およびアジア、アフリカ、ラテン・アメリカの域内貿易だけである。しかし正にここでの貿易増大が全体の増大よりもいっそう緩慢だったのである。

かくして、ガットは現代世界が切実に要求している真に代議制をそなえた普遍的な国際貿易機構の基礎になることも、原型になることもできない。

以上がソ連の論者によるガット体制に対する総括的批判である。

ここに述べられたガット批判の原理的な視点は、第1に、ガットの基礎となっている「無条件的最恵国待遇の原則」は、関税水準の引下げという貿易政策の一分野でのみ機能し、関税以外の貿易障害の除去、すなわち量的輸入制限の除去、輸出補助金やダンピングの禁止や東西貿易の障害の除

去などにおいては無力であり、「怠慢」であったこと、第2に、関税引下げという限られた分野での「無条件的最恵国待遇の原則」それ自体が、現実には、発展途上国の地位の不平等をもたらすこと、以上の2点である。この点では、第1回 UNCTAD へのプレビッシュ報告が、ガットが低開発国に対して有効でなかった理由として、第1に、「国際経済諸力の自由な活動が自然に貿易の最大限の拡大と世界資源の最も能率的利用を導くという古典的観念に基づいている」こと、第2に、「問題の法則や原則はつねに厳密に守られたのではなく、場合によっては文字の上で守られたと見える時でも、法則や原則の基底にある精神は尊重されなかった」ことの2つを挙げ⁽²⁾、現行体制に対して「二重の批判」⁽³⁾をおこなっているのと、軌を一にするものといえよう。

さらにプレビッシュ報告は、世界貿易の既存機構に関して「一般的に提起されている議論」として5点を挙げているが⁽⁴⁾、それはここに紹介したソ連の論者の指摘した論点を殆んど網羅している。しかしここでは、プレビッシュ自身の見解として、彼が1963年10月訪ソの際、『世界経済と国際関係』誌編集部のインタビューに対する回答として述べた見解⁽⁵⁾をみると、それは、さきのゾトフの立場ときわめて類似していることがわかる。すなわち、プレビッシュは、そこで、現代の世界貿易を規制するメカニズムは一連の欠陥をもっており、それをガットの実例で示すと少なくとも次の4つになるという。第1に、ガットは真に全世界の代表権をもつ機関ではない。第2に、それはもっぱら貿易問題にたずさわらず、経済開発にたずさわっていない。そして貿易においては、殆んど全く関税のみを扱い、貿易政策の他の形態の適用に影響を与えていない。第3に、発展途上国の対外経済的利益が考慮されていない。第4に、東西間、とくに社会主義国と発展途上国との間の貿易発展の問題に配慮していない。

以上においてソ連のガット批判の論点がプレビッシュの見解ときわめて接近していることをみたが、前者の立論の最大の特徴は、それが、たんに

ガット体制のあれこれの側面の批判にとどまらず、ガットは現代の世界貿易の要請に全く合致しないとして、それに代る国際貿易機構 (ITO) の創設を積極的に提起している点にある。したがって、次に UNCTAD 開催にいたる過程でソ連によって提案された国際貿易機構 (ITO) の性格と内容、それが UNCTAD の創設に果たした役割を検討しよう。

- (1) Г. ЗОТОВ, ГАТТ: Иллюзии и реальность, Мировая Экономика и Международные Отношения, No. 1, 1964.
- (2) Prebisch, Raúl, Towards a New Trade Policy for Development, 1964. pp. 28~29 (外務省訳『新しい貿易政策を求めて』69ページ)
- (3) 森田桐郎 前掲書90ページ。
- (4) Prebisch, Raúl, op. cit., pp. 99~100 (邦訳172~3ページ)
- (5) Р. ПРЕБИШ, Решать проблемы на основе равноправия, М. Э. и М. О., No. 11, 1963, стр. 99.

II 国際貿易機構 (ITO) の創設

UNCTAD の誕生と関連して提出されたソ連 ITO 案を検討するためには、あらかじめ、1947年11月から翌年3月までハバナで開催された国連貿易雇用会議で採択されたハバナ憲章 (国際貿易機構憲章) で成立した国際貿易機構 (ITO) に対して、ソ連がどのような評価をおこなってきたかをみておく必要がある。その点をまずユー・オガレフ (Ю. Огарев) らの論文⁽¹⁾によってみてみよう。

周知のように、ハバナ会議は、1945年のアメリカの《世界貿易と雇用拡大についての提案》にもとづいて開催されたが、それに向けて提出された ITO 憲章のアメリカ案は、「アメリカの経済的膨張の可能性を保証する道具」に外ならず、全体としての世界貿易の発展、ならびに貿易を経済復興と発展の重要な武器の一つとみなしている戦災諸国の利益と矛盾するものであったから、それはハバナ会議準備委員会で、多くの低開発諸国と一連の西ヨーロッパ諸国の抵抗に遭遇した。アメリカ案を基礎にした ITO 憲

章案は、ハバナ会議の4か月の討議で800以上に上る原案への修正が検討された。その結果 ITO 憲章案には、経済開発についての特別の章が導入され、世界貿易において経済的低開発国の利益を擁護した一連の処置が規定された。ハバナ会議で採択された ITO 憲章は「妥協」であった。「しかしそのすべての欠陥—その結果ハバナ憲章はアメリカの経済膨張に対抗する信頼できる有効な保障と考えることはできないのだが—にも拘らず、それは、会議に参加した大多数の国の努力のおかげで、貿易、工業化、経済開発等々の分野での重要な規定として定着」したのである。

こうして1948年の ITO 憲章においてアメリカは自己の意図を実現することができず、本質的な点で後退を余儀なくされた。憲章がもはやアメリカ独占の目的に答え得なくなるや、その批准はアメリカ自身の所為によって失敗に帰せしめられ、国際貿易機構 (ITO) の創設は実現をみなかった。ハバナ会議の準備過程で ITO 案に対する大多数の国の拒否的反応に出会うと、アメリカの支配層は、自己の対外膨張実行の別の道具の探求をはじめた。1947年10月当初23か国によって調印され、1948年1月1日から効力を発した多角的関税協定としてのガットが、資本主義諸国の貿易政策を規定する唯一の国際条約として、アメリカ独占のこのような意図を実現する道具となった。

1948年の ITO 憲章とガットについての以上のような評価が、ソ連の新たな ITO 創設の方向を規定した。

ソ連が貿易分野での国際機構の創設をはじめて提起したのは、1955年であった。それはソ連の国内におけるスターリン批判の開始と対外政策面における平和共存路線への転換の時期と符合する。1955年7～8月の第20回国連経済社会理事会において、ソ連代表は、同会議が国連加盟国に対して、ハバナで調印された ITO 憲章を批准するよう呼びかけることを提案した。なぜなら、ソ連は ITO 憲章が新しい国際貿易機構の基礎になりうるものと判断していたからである。さらに翌1956年の第22回経済社会理事会でソ

連は、再び ITO 創設の問題を提起し、この機構創設の提案を作成する専門委員会を組織するよう提案した。

他方、1956年の国連第11回総会では、ソ連代表団は、ITO 創設の問題もそこで検討されることを考慮して全世界経済会議の召集を提案した。その後国連の多くの会議で（第24、26回経済社会理事会、第13、14回総会等等）ソ連は一貫して ITO の創設を主張し、この問題でのイニシアチブは完全にソ連と社会主義国の側が握るにいたった。これがのちに UNCTAD の開催を要求する低開発諸国に対する重要な援護射撃となったのである。

1963年7月の第36回国連経済社会理事会および同年秋の第18回国連総会で、国際貿易機構の主要な条項に関する予備的考察を含むソ連の覚え書⁽²⁾が回布された。この中に、ソ連の構想する ITO の内容が、かなり明確に示されている。

「覚え書」によれば、ソ連の構想する ITO の主要な目的は、世界のすべての国の利益において、経済発展の道具としての国際貿易の発展を奨励することであり、ITO は、国連貿易開発会議の諸決定と、国際貿易問題についての国連での他の諸決定の履行を確保するものである、とされる。

ITO の設立は次のような主要な条項に基礎をおく。

(1) とくに社会経済体制と経済発展水準にかかわらず、すべての国が国際分業における合理的かつ公正な地位を確保することを目的として、国際貿易のすべての問題に、広汎な権限をもつこと。

(2) 国連の保護の下に機能し、その専門機関と緊密に合作する自主的な (autonomous) 普遍的な (universal) 国際機構であること。

(3) 国連のすべての補助機関と、世界貿易の分野でのすべての他の国際機構の活動を調整するセンターとなること。

次に、ITO の活動は次のような諸原則にもとづかねばならない。

(1) 普遍性 (universality) すなわち、世界貿易のすべての問題を取扱い、なんの差別もなく希望するすべての国を参加させる。

- (2) 全加盟国の平等と主権
- (3) 加盟国の内政への不干涉
- (4) 国際貿易の原則および規則と経済開発の原則および要求とのあいだの一致
- (5) 貿易と経済開発の要求の相互尊重の下での貿易当事国間の貿易関係の相互利益
- (6) 発展途上国の特殊の利益を考慮した最恵国原則の適用
- (7) 差別と人為的な障害, 障壁のない貿易の組織と発展

さらに, ITO の機能としては, 国際貿易問題解決の方法, 手段の研究, 国際貿易拡大とすべての国とくに発展途上国の自由な経済成長を促進する勧告と処置の作成がある。これらの勧告と処置には, とくに次のようなものが入る。

- (1) 世界貿易と経済開発のあいだの相互関係
- (2) 原料, 半製品と完成品の貿易における差別, 人為的な制限と障害の廃止
- (3) 第三国の貿易, とくに発展途上国の貿易と経済への閉鎖的経済ブロック活動の有害な影響の除去
- (4) 経済的, 行政的性格の障害と通商政策に関係した障害の除去
- (5) 世界のさまざまな国と地域の要求と必要を考慮した国際貿易条件の改善
- (6) 国際貿易の融資条件の困難の軽減
- (7) あらゆる可能な手段で二つの型の国家間の貿易を拡大することを通じて, 自立的国民経済の形成に向けて, 先進工業国が発展途上国を援助すること
- (8) 全般的完全軍縮のプログラムの通商上, 経済上の帰結

概略以上のような目的, 性格, 活動原則, 機能をもつものとして ITO は構想されている。それは要するに, 貿易と開発に関するすべての重要問

題を、世界のすべての国家が参加して討議する一大フォーラムであり、国連貿易開発会議の勧告、国連レベルで採択されるその他の貿易に関する決議を実施するために、有効な権限をもつ執行機関である⁽³⁾。

ITO ソ連案においてとりわけ注目されるのは、ITO があくまで国連の枠内の機構として構想されていること、他の国際機構（ガットを含め）から独立し、むしろそれらの活動を調整するセンターとされていることであろう。これはソ連が国連の権威と有効性をみとめており、ガット体制の下での先進資本主義国中心の国際貿易秩序を打破するため、低開発諸国のマジョリティを獲得しうる国連総会方式の機構の設立を強く希望しているからであろう。

当然のことながら、西側諸国はガットを貿易問題についての国際機構の基礎にかえるという立場から ITO 創設というソ連の提案に反対した。

しかし低開発諸国に対してはソ連の構想は大きな影響を与えた。第1回のプレビッシュ報告は、さきにふれたガットに対して提起されている批判的な議論を紹介した後、「なんらかの種類の新貿易機構がなんらかの形で必要であるとの確信が増大している」とし、「もしこの確信がこの会議においてさらに地歩を得るときは、われわれはここにおいて重要な諸決定をおこなうべきであり、かつ、この目的を達成するにあたり、あらゆる必要な権限をもった新機構を即時設立するか、あるいは漸進的かつ段階的におこない、この過程において得られる経験を生かしつつ進むかを決定すべきである」と述べている⁽⁴⁾。

1964年のジュネーブ会議では ITO 設立の問題の討議は第4委員会に付託され、そこで先進資本主義国と低開発国の対決の形で討議が進められた。その争点は将来独立の機関として ITO を設立するとの目標を確立しておくべきかどうかであり、各グループから諸提案が出されたが、結局委員会では低開発国側が社会主義諸国の賛成をえて機構新設を目指す統一提案を先進国の反対を押切って強行採決にもち込んだ。しかし本会議では、

プレビッシュ事務局長の調停で先進国、低開発国間に妥協案が成立し、機構問題に関する基本的勧告 A. V. 1 が採択された。この勧告は周知のように、ITO 設立の目標設定を避け、国連貿易開発会議を国連総会の常設機関として少なくとも3年に1回開催すること、会議の執行機関として貿易開発理事会 (TDB) を設立することをみとめたにとどまった。もっとも勧告の中には貿易と開発問題を取り扱う総合的機関 (comprehensive organization) の設立問題を含む将来の機構的取極に関連した事項を常設機構が研究する旨を規定した⁽⁵⁾。こうして ITO 創設は UNCTAD の当面の日程から退いたが、このことは ITO 創設を強力に推進してきた社会主義国の主張が影響力を失ったことを意味しない。

社会主義諸国 (ブルガリア、白ロシア、チェコスロバキア、ハンガリー、ポーランド、ウクライナ、ソ連) はジュネーブ会議において、ITO 設立に関する共同決議案⁽⁶⁾を提出した。その骨子は、さきのソ連「覚え書」と同趣旨のものであるが、その決議案は用意周到にも後半部分において、ITO 設立までの過渡期における予備的な制度的機構 (Provisional institutional machinery for the transitional period pending the establishment of the International Trade Organization) が提案され、そこでは UNCTAD の定期的召集、その執行機関、過渡期における機能などが述べられている。ここからも窺えるように、社会主義国は ITO の設立がジュネーブ会議で決定されたとしても、その設立までの過渡期の暫定機構が必要であり、そのなかでの UNCTAD の活動に期待していたのである。勧告 A. V. 1 の採択に関連して提出された社会主義国代表団の留保⁽⁷⁾が述べているように、かれらは第4委員会がおこなった機構問題についての満足すべき決定が、西側諸国の行動によって変更されたことに不満を表明しながら、「実質的内容において著しく弱まった」勧告に「弱点を知りつつも」反対しなかったのは、UNCTAD を国連の常設機関として設立することに重要な意義を見出したからである。ソビエト代表団員スパンダリヤンは、第1回 UNCT

AD の総括において、それを「真に普遍的な国際貿易機構創設への重要な一歩をふみ出した」⁽⁸⁾ものと評価した。

機構問題は第1回 UNCTAD と第19回国連総会の決議により一応の決着がつけられ、ITO の創設は、第2回 UNCTAD の議題とはならなかった。しかし国連の恒久的機関として発足した UNCTAD の目的や性格、機能のなかには、社会主義国の提起した ITO 構想が多く盛られており、またそれによって刺激されたガットの貿易開発新章の採択、貿易開発委員会 (CTD) の設置等による低開発国貿易問題への傾倒とその一定の再組織は、既存の国際貿易秩序の潮流に対して、明らかに一つの新しい方向を与えたものといえる。このようにみてくると、少なくとも機構問題に関しては社会主義国の果たした役割はきわめて大きかったと評価できる。

しかし、それでは、新しい機構を支えるものとしてどのような貿易原則 (principle) が導入されたのであろうか。社会主義国はそこでどのような原則を提起したのか。次にその点に問題を移そう。

- (1) Ю. Огарев, Создание Международной торговой организации—настоятельное требование жизни, М. Э. и М. О., No. 2, 1964, А. Огнев, Ю. Огарев, Создание Международной торговой организации—Важнейшая задача конференции, Внешняя торговля, No. 2, 1964.
- (2) この覚え書は、1964年2月5日付のソ連代表団から国連貿易開発会議事務局長宛の手紙により、会議の準備委員会に提出された。Memorandum on the preliminary considerations regarding the main provisions for an International Trade Organization (ITO), U. N., Proceedings of the United Nations Conference on Trade and Development, Vol. V, Financing and Invisibles Institutional Arrangements, pp. 428~429, Ю. Огарев, там же.
- (3) Ю. Огарев, там же, стр. 92
- (4) Prebisch, Paúl, op. cit., p.100. (邦訳 174ページ)
- (5) U. N., Proceedings, I, Final Act and Report, pp. 58—61. (邦訳 外務省編著前掲書, 348~354ページ)
- (6) Establishment of an International Trade Organization, U. N., Proceedings, Vol. V, pp. 424—427.
- (7) U. N., Proceedings, Vol. I, pp. 68~69 (邦訳「外務省編著前掲書364~6ページ)

ジ)

- (8) В. Спандарьян, К итогам конференции ООН по торговле и развитию, Внешняя, торговля, No. 8, 1964, стр. 7,

III 新しい貿易原則

社会主義国は、新しい国際貿易機構の設立におけると同様、新しい貿易原則の樹立においても、きわめて積極的に行動した。1963年9月の第18回国連総会において、低開発国側の75カ国共同宣言が発せられたなかで、低開発国の経済開発促進を主眼とする新しい貿易原則の採択が強く主張されたが、これをうけて⁽¹⁾、ソ連、ポーランド、チェコ3カ国は1964年2月の国連貿易開発会議準備委員会第3会期において、《国際貿易関係と貿易政策の諸原則》⁽²⁾を提出した。社会主義国側の新しい貿易原則の大綱は、この文書に集約されているとみて差支えあるまい。それは前文と16項目から成っている。

前文においては、国際貿易の強化と発展は全世界の経済的・社会的進歩、社会体制の異なる諸国家の平和共存の重要な要因であること、各国の経済発展水準の較差の縮小と除去を目的とする新しい、同権の基礎に立つ合理的国際分業、国内資源の完全な動員、農業の発展、生産と貿易の工業化と多様化による経済的、社会的進歩の加速化、先進国による発展途上国の経済問題解決への助力の必要、世界貿易における障害、制限および差別的慣習の廃止の必要等を謳い、以下次の16項目を規定している。

- 1, 諸国間の貿易その他の経済関係は、同権、主権の尊重、内政不干涉および相互利益に基づかねばならない。
- 2, 貿易関係においては、諸国は相互に最恵国待遇の原則を適用する。
- 3, 海上および他の輸送、通過、港の利用の問題についての国際条約、協定もまた、この原則に基づく。
- 4, 海岸をもたない諸国は、公海自由の基本原則にしたがって、海洋へ

の自由な出入の権利をもつ。

5, 先進国は発展途上国の輸出を妨げているすべての障壁と制限の漸進的縮小と急速な解消に向けられた処置を, 発展途上国の側からの対応する譲歩なくして採用する。

6, 先進国は, 経済ブロック加盟国を含めて, 発展途上国に対して, 一切の差別なくすべての他の発展途上国に拡大されるがしかし, 原則として, 先進国には相互的に供与されない貿易分野での特惠や特典を与える。

発展途上国のための先進国による特惠と特典の供与は, 最恵国待遇原則の侵犯とは考えられない。

7, 経済ブロックに参加している各々の先進国は, このブロックに参加していない国からの商品の自己の市場への受入を, さまざまな方法で促進する。

8, 発展途上諸国間の貿易発展を促進するために, 先進国は, なんらかの発展途上国が他の発展途上国に供与した特惠や特典を要求しない。

9, どの先進国も, 発展途上国との貿易において, なんらかの特別の, すなわち, すべての他の先進国に供与されない特惠や特典を利用しない。

それに関連して, 以前に発展途上国と締結した特惠的協定に基づいて, 特別の特惠や特典をもっている先進国は, 可及的短期間に, この特惠や特典を放棄する。

10, 国際貿易, 輸送, 融資と信用その他の形の国際経済関係の分野での, いかなる形態の差別もあってはならない。なぜなら, それは最恵国待遇の原則と, この文書の他の原則に矛盾するからである。

11, 国際経済関係において, 経済的あるいは政治的利益を達成するために, 経済的圧迫の方法を使用することは容認されない。

12, すべての国は長期商品協定と契約の締結の実行を拡大し, この目的達成を促進するであろう他の処置を採用することによって, 全力を盡して原料商品市場の安定を促進する。

当該商品のすべての主要な輸出者と輸入者の参加によって、経済的に根據のある価格水準を確立し、すべての利害関係国の利益を考慮して、これらの商品貿易の安定的増大を規定する国際商品安定化協定の締結が同様に奨励されねばならない。

13、先進国は、発展途上国からの輸入において、製品・半製品の比重増大によって、発展途上国の輸出商品構造の改善のために必要な処置をとる。

14、すべての国は、可能な限り、発展途上国の目にみえない貿易の改善——とくに商品輸送、保険の条件、また商業信用供与の条件改善に関して——を促進する。

15、先進国と国際機関の側からの発展途上国への経済、技術協力は、工業化、農業の発展、生産と外国貿易の多様化の基礎の上で国民経済の安定的・持続的な成長を確保しようとする発展途上国の努力を補足し軽減せねばならない。

このような助力は、なんらかの、これらの国にとって容認できない、あるいはかれらに押しつけられた政治的、経済的、軍事的その他の性格の条件と結びつけられてはならない。

16、発展途上国に引入られる外国の国家的および私的な信用と資本は、発展途上諸国に特惠的条件で供与されねばならない。

以上のような項目からなる社会主義国の貿易原則は、一見してわかるように、第1回 UNCTAD において後進75カ国グループによって提出され採択された《開発に資する国際貿易関係および貿易政策を規制する一般原則》⁽³⁾ときわめて類似しており、相互に共通する条項を含んでいる。スパンダリヤンが云っているように、「社会主義諸国の原案の殆んどすべての規定が、会議の過程で作成された75カ国グループの共同提案において考慮された」⁽⁴⁾のである。すでにふれたように、社会主義国の提出した貿易原則自体が、発展途上国の立場を考慮して作成され、この提案が上記「一般原則」の作成に大きな影響を与えた。

この「一般原則」は先進国、とくにアメリカが強く反対したため、意見が対立したまま、低開発国が社会主義諸国の賛成をえて強行採決に付された。しかしその取扱いについては、これらの一連の原則ができるだけ早い機会に、できるだけ広い合意に達するため、会議によって提案された機構がその努力を継続することにした(勧告 A・1・3)⁽⁵⁾。

この勧告 A・1・3 を受けて、第2回 UNCTAD は第5委員会において貿易原則の問題を討議した。この委員会において社会主義国は、東西貿易の問題を含む異なった経済・社会体制をもつ諸国間の貿易関係に関する提案⁽⁶⁾(ブルガリア、白ロシア、チェコスロバキア、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、ウクライナ、ソ連によって提出)および先進国による地域的経済ブロックの発展途上諸国の貿易を含む国際貿易への影響についての提案⁽⁷⁾(ブルガリアにより提出)をおこなった。前者の問題に関しては低開発国グループからも決議案が提出され、これを基礎に本会議において、この問題に関する決議が全会一致で採択された⁽⁸⁾。

しかしさきの貿易諸原則については、いぜんとして先進資本主義国の反対が強く、その支持と履行を求め、さらに追加的な諸原則を作成しようという低開発国側の決議案⁽⁹⁾は、強行採決に付された。(賛成68, 反対17, 棄権6) 社会主義諸国は賛成し、先進資本主義国は大部分反対、一部は棄権した。

こうして社会主義国は UNCTAD の中心課題となった貿易原則の樹立について、きわめて積極的な役割を果たした。しかし、社会主義国の提起した貿易原則が、低開発国の要求する貿易原則と完全に同一の立場にたつわけではない。そこには微妙な相違と亀裂が存在しており、それは社会主義の貿易政策が世界経済の再編成に果たす役割を吟味する上においてかなり重要な問題を提起しているように思われる。以下社会主義3カ国の提出した「諸原則」と、75カ国グループの「一般原則」とを対比しながら、貿易原則の内容を検討しよう。

社会主義3カ国の「諸原則」に関連して社会主義国の貿易原則の解説を試みたヴェ・クトゥゾフの論文⁽¹⁰⁾によれば、上記の文書においては、国際貿易関係の重要な原則の一つである最恵国待遇の原則に、最大の注意がさかれた、とされている。

最恵国待遇の原則は、19世紀中葉資本主義の急速な発展と国際貿易のいちじるしい増大の時期にみられ、とくにイギリスはこの原則を自からの貿易関係において広汎に適用した。第一次大戦とくに第2次大戦後の時期には、先進資本主義諸国は、最恵国待遇原則から遠ざかるようになった。独占資本主義段階における競争の強化にともなって、かれらはしばしばその政策に閉鎖的なブロックの創設を対立させ、ブロック内の国家グループにのみ特権を与える差別的貿易政策を採用した。このような政策は明らかに世界貿易の発展に脅威を与える。クトゥゾフによれば、最恵国待遇の原則はソ連の貿易政策の最も重要な原則の一つであり、それは、ソビエト国家のすべての発展段階において、変ることなくその外国貿易の発展を促進してきた。ソ連は閉鎖的なブロック創設に反対して、1933年のロンドン世界経済会議において、すでに、最恵国待遇原則を擁護した。

今日《共同市場》型の閉鎖的な経済ブロックの創設を是認する弁護論者は、最恵国待遇原則は現代ではすでに陳腐になったと主張しているが、多くの資本主義諸国を含めた諸国、とりわけ新興の発展途上国はこれらのブロックに反対し、最恵国原則をその基本的なものの一つとする、国際貿易における公正な民主主義的原則の復活に賛成している。今日国際貿易関係におけるその原則の全面的拡大は特別の現実性を獲得しており、それは国際貿易発展の正常化を促進するものである。社会主義3カ国の「諸原則」が、最恵国待遇原則をその中心に据えているのは、凡そこのような根拠に基づいている。

しかし他方、近年世界経済構造には本質的な転換が生じ、貿易相手国としてますます発展途上国が登場してきている。そこで発展途上国の利益の

ため、かれらに特惠と特典を与えることが必要であり、その点でこの文書には最恵国待遇の原則の「例外」が認められている。しかしこの特惠や特典は「一切の差別なくすべての他の発展途上国に拡大される」のであり、したがって、それらの特惠や特典の供与は、「最恵国待遇原則の侵犯とは考えられない」(第6項)のである。最恵国原則は、貿易関係において、大国と小国との真の同権を促進する規定⁽¹¹⁾であるとされる。

以上の点において社会主義国の「諸原則」は低開発国の共同提案にみられる原則と基本的に同一の視点に立つ(「一般原則」第8項参照)。また最恵国待遇原則と経済・社会体制の相違による差別の禁止や内政不干涉の規定との関連でいえば、ソ連の論者が、最恵国原則が外国貿易の国家独占や双務貿易協定(貿易の計画性)と矛盾しないことを主張している⁽¹²⁾点は、第1回 UNCTAD へのプレビッシュ報告の見解⁽¹³⁾を想起するとき、まことに興味深い。しかしこのような同一性ととともに、他方で若干の相違点がみられる。

この相違点をこの「一般原則」の採択にあたって提出されたソ連の「留保」⁽¹⁴⁾を手がかりに検討しよう。ソ連は低開発国の「一般原則」に対して3項目の留保をしたが、その中軍縮問題を除くと、1項目は一般原則8に規定された低開発国への特惠に関連し、先進国の享受する特権をいっそう厳しく排除する規定(社会主義国の「諸原則」第9項に当る)を加えて、この原則をいっそう拡張することを主張したものであり、これは基本的に低開発国の要求と対立するものではない。問題は残る1項目、すなわち、一般原則5(低開発国の利益に合致した国際分業の促進と先進国の協力)に関してである。一般原則5は、国内および国際経済政策は全世界とくに低開発国の必要と利益に調和した国際分業達成の方向に向けられるべきこと、先進国は低開発国の努力を支援し、その経済多角化のための諸施策に協力し、さらにこの目的のため自国経済の適切な調整を奨励すべきである、と規定している。ソ連の所見は、この原則の基礎となる構想は是認するが、

最後の言葉には賛成できない。なぜなら、これらの問題は国際的な規準によってではなく、個々の国の主権にもとづく法規によって規制されるのであるから、というにある。

このような見解は自決および内政不干渉の原則を一般的に適用すれば当然のことであるが、現代の世界構造の不均衡の是正、低開発国の利益に基づく「合理的な国際分業の達成」（「諸原則」もこれを謳っている）という角度からみるとき疑問なしとしない。また「諸原則」第13項が提起する発展途上国からの製品・半製品の輸入増大による輸出商品構造改善のための処置をとる政策とも矛盾する恐れがある。ここにソ連の対低開発貿易政策の限界が示されているように思われる。このような疑問は、さらに「一般原則」と並んで採択された「特別原則」⁽¹⁵⁾の第7項において、低開発国が一次産品価格安定の国際的措置が適切でない場合の補償的取極めを提案したのに対し、ソ連はこの項の採決に棄権し、ソ連の提案する国際商品安定取極めが、低開発国の利益において価格安定を確保するもっとも有効な手段である点を主張している点にも⁽¹⁶⁾看取される。

第1回 UNCTAD のソ連代表団長パトリチェフは、会議の終幕における演説（1964年6月12日）で、ソ連代表団の原則的立場を表明して次のように述べている。第1に……植民地主義と資本主義的独占の活動によって与えられた損害の補償に関連した問題の検討にさいして、先進資本主義国と社会主義国を同様に扱おうとする試みは、不自然であり非現実的である。第2に、われわれは社会主義経済の特殊性を考慮しない勧告には賛成できない⁽¹⁷⁾、と。そこには低開発国の激しい要求に直面した社会主義国の受動的な姿勢が読みとれる。社会主義国の立場がこのようなものにとどまるとしても、国際貿易機構の設立や貿易原則の樹立の一般的な問題に関する限り、さしたる矛盾は露呈しないかもしれない。しかし低開発国が貿易や援助の具体的な政策の次元で、自己の要求を貫こうとするとき、社会主義国がどのような政策を提示するかによって、まさに社会主義の貿易政策の

真価が問われるであろう。われわれはさらに稿を改めてそのような問題を論ずることにしたい。

- (1) 第1回 UNCTAD ソ連代表団長 Н. С. Паторичевは、1964年3月26日会議での演説で「この諸原則の作成について、われわれは、とくに75カ国共同宣言に反映された発展途上国の判断を考慮するよう努力した」と述べている。(Внешняя торговля No. 4, 1964, стр. 15)
- (2) Приложение к журналу «Внешняя торговля» No. 2, 1964.
- (3) U. N., Proceedings, Vol. I, pp. 18—22 (邦訳, 外務省前掲書 277~280ページ)
- (4) В. Спандарьян, там же. стр. 4~5.
- (5) U. N., Proceedings, Vol. I, p. 26.
- (6) U. N., Proceedings of the United Nations Conference on Trade and Development, second session Vol. I, Report and Annexes, p. 347.
- (7) Ibid. p. 349.
- (8) Ibid. pp. 32—34.
- (9) Ibid. p. 34.
- (10) В. Кутузов, Важный принцип международной торговли, Внешняя торговля No. 7, 1964.
- (11) В. Кутузов, там же, стр. 16.
- (12) В. Кутузов, там же, стр. 14~15.
- (13) Prebisch, Raúl, op. cit., chap. 4. (邦訳, 第4章)
- (14) U. N., Proceedings of the United Nations Conference on Trade and Development, Vol. I, Final Act and Report, p. 80. (外務省編著, 前掲書 293~4ページ)
- (15) U. N., Proceedings Vol. I, pp. 22—25.
- (16) Ibid. p. 80.
- (17) Внешняя торговля No. 7, 1964, стр. 10.